

解
題

本書に影印・翻字した『連歌新式追加并新式今案等』の底本は、江戸幕府末造期に成立したもので、源文雄書写にかかる寛政十年（二七九八）の写本（一帖）である。識語にある写者の文雄とは、彼の『磨光韻鏡』を著した音韻学者の文雄（無相と号、元禄十三年（一七〇〇）〜宝曆十三年（一七六三））では無論ない。けれどもしかし、文学史上江戸中期以降は『俳諧』が擡頭したとは言へ、連歌もまだ重要な文芸活動の位置を占めてゐたことの証左を示すものとして注目すべきものと思ふ。剩へこの文雄はかなりの能書であるので、やや書写の時期が降るものではあるが、写本を読むべきテキストともなり得ると思慮して敢へて影印として附載した次第である。

本書は奥書にも示されてゐる通り、応安五年（一三七二）に二条良基が救済の助力を得て制定した『応安新式』を基本として、同じ良基が自らそれに「追加」したものに、一条兼良が享徳元年（一四五二）に宗砌の意見を聴いて修訂を加へた所謂「新式今案」を、さらに肖柏が文亀元年（二五〇二）それに増訂して完成させたものである。体裁は非辞書体ではあるが、一種の辞書風に使用すべき連歌用語集なのであつて、連歌式目に合はせて具体的に編纂されたものである。以つて連歌読解に裨益するところ大である。

処で応安の「新式」が何故斯く幾度も改訂・加筆せられたかと言ふならば次の通りである。『連歌』といふ具体的な言語文芸の営為は、かなり次元の高い頭脳の展開を要求するものである上に、当然のことながら「長高き格調」と「幽玄」なる雅びとを具現させるための細かい規定を肝要とするものである。畢竟「輪ね」と称して同意・同想の詞の繰り返しを嚴として避けることとし、さらに「一座何句物」とか「可隔何句物」といふ細則を設けて、連歌百韻中に格別の変化と調和とを齎らし、発想を進展せしむべきことを量るものなのである。しかしながらこれは飽くまでも一つの規準なのであつて、実際には一座の宗匠の判定によつてかなりの例外が許容されることとなる。表現の例外を認めることによつて新鮮さを加へたり内容を深めたりすると判断した時に限つてそれが行はれるのである。かうした例外が衆知のものとなり慣用化されれば、それがまた一つの新たな規定ともなつて「式目」の中に織り込まれること

となる。斯くして積り成つた結果が本書「連歌新式追加并新式今案等」なのである。

茲で断わつて置かねばならぬことは、斯有る例外の認定があらゆる連歌の座で恣意的に認められてゐたのではないことである。プロ中のプロ、つまり第一等級の宗匠が「式目」を破つてもなほその百韻の文藝的価値を向上せしめるべきと考慮した場合にのみ行はれたことであつて、一般の法楽の連歌等では「式目」は一座の連衆の「バイブル」ともなつて貴ばれたものであるに違ひない。このことは吾人が実際に既成の「百韻」を読解・鑑賞するに當つて、本書の式目(規定とその単語類)に基づいて逐一的に検討することに依つて始めて識り得る妙理なのである。肖柏が集成した「式目」であることに鑑み、本書の巻頭に宗祇とその弟子肖柏・宗長との「水無瀬三吟」「湯山やまの三吟」の両百韻を掲げた所以である。

幾度も強調するが、連歌を理解するためにはその作品形態の基本たる「百韻」を読むのが最適である。中近世に於ける二百三十数年に亘る連歌史を識り得るには勿論一条良基を始めとする初期のものから順次手懸けて行かねばなるまい。しかし吾人が国語史・国語学史の立場から、連歌と言ふものが広く都鄙に於いて「言語文芸」として展開されてゐた事実をよりよく理會するために、中近世に於ける「言語生活」の一種の在り様を把握し得る一つの「尺度」として追究するには、この二つの百韻を味読するの十分であらう。文学史が語るごとくこの両百韻はさやうに勝れた文芸作品なのである。

[注] 本書の「式目」に拠れば、輪廻の事として同一の発想の詞や内容が繰り返されることを禁じ、さらにその原理に基づいて「一座何句物」とか「可隔何句物」とか称して、百韻中に何回以上使用してはならぬといふ規定が存する。茲で具体的に「水無瀬」「湯山」両百韻を本書影印の「式目」に当て嵌めつつ「解題」を補することとする。〈算用数字ハ「本文篇」

(一)一座一句物 (一座百韻中ニ一回シカ用キテハナラヌモノ) 若菜 款冬 躑躅……。例へば「水無瀬」7の「虫」は影印4オにある通り、本来(応安新式)は「一座一句物」であるのに、「湯山」では「虫」が356と二度使用されてゐる。これは「水無瀬」の9「湯山」の48の「嵐」や「水無瀬」78の「雨」等も同断である。「新式」で「一句物」であつたのが、肖柏の割注双行形式の加筆に「虫……然而近年只虫一嵐近年為」但近年為「雨二句之物」として、この両百韻の頃には事実上「二句物」の扱ひになつてゐたのである。彼の「宗伊宗祇湯山兩吟(冒頭の部分のみ本書序の裏の写真)にも二表3「鷲のとふ入江をさむみ雨はれて」と三表13「ひちかさの雨うちかすむかへるさに」と二回用ゐられてゐる。他に「水無瀬」の79の「鶯」(「湯山」にも68、94「いにしへ」(影印4オ4行「昔・古」等、また「湯山」には25「螢」45「郭公」62「駒」88「ひくらし」(影印4オ2行「日晚」94「呼子鳥」(影印4オ1行「喚子鳥」100「一村雨」の「村雨」等がある。

(二)一座二句物 暁代 春風 秋風……。其「只」とは、ただ「暁」とのみ用ゐるのが一回、さうして「其の暁」としてもう一回用ゐてよいと言ふことである。「水無瀬」の8「垣根」78「垣穂」の「垣」や16「……もなし」の「もなし」は、「湯山」の5498にも「式目」(影印6オ1行「もなし」)同前へ上句 下句各一の通り。17「しくれ」(「式目」影印5ウ1行「時雨秋冬各一」)は57に動詞形にて「時雨」とあり、「湯山」には63「時雨」。17「旅衣」の「旅」、21「故郷人」の「故郷」(「式目」影印5オ1行「名所只 故郷引合て一 旅ニ一」)は「湯山」には11「ふる里」。23「この葉」(「式目」影印6オ1行「詞此の葉と云て一 ことのはの道とハ此外にあるへし」)。「水無瀬」39「恨」は初の裏20に動詞形にて「うらむる」と二回用ゐ、「湯山」は99「思ふなよ」を「恨む」と同想の詞とすると、既に13「恨みまし」64「うらみかたしよ」と二度使つてゐるので「式目」(影印5オ8行「うらみうらむ 如此云かへて二句」)を破つてゐることとなる。「水無瀬」40「宿」(「式目」影印5オ2行「宿旅」)やとり此外二あり……露の「湯山」には71「宿」と99「露のま」。同じく「水無瀬」の40「名残り」は「湯山」も29「なごり」。「水無瀬」44「法」と、「湯山」61「法」。「水無瀬」に64「松風」は一回のみ使用であるが、「湯山」は64「松風」と23「松の風」(「式目」影印4ウ8行「松風同前へ松風一 松の風」)。「水無瀬」86「玉の緒」と35「命」との関係は「式目」の通り「玉の緒命など懐紙をかへて」(影印5オ2行)と用ゐてよいのである。「水無瀬」87「朝夕」は「朝」(「式目」影印5ウ1行「あし

た」と「夕」(式目「影印5オ1行)であるが、97に「けさ」の形が存する。「湯山」も10「朝ゆふ」と70「今朝」と44「夕(ゆふべ)」とである。「水無瀬」は89に「秋風」のみであるが、「湯山」は487共に「秋風」で「式目」(影印4ウ8行「只」の通りではない。「水無瀬」の90「雁か」は前に26「かりかね」とある(式目「影印5オ4行)。「水無瀬」には96「春風」があるが、「湯山」にはない。「水無瀬」に存せぬもので「湯山」に用ゐられてゐるものは55「庭」である。これは既に30「山てら」と「てら」があり、「式目」の肖柏の加筆(影印5オ1行「庭只一庭訓など二一庭」にある通りとなつてゐる。77と91に「庵」があるが、「式目」の細則(影印5オ1行「庵云替すとも有へし」は必ずしも守らなくてよいことになつてゐる。

(三)一座三句物 春月 夏月 冬月……。これの例としては「水無瀬」の13「花」が、「湯山」には何と9 37 65 96と四回も使つてゐる。兼良の「今案」(影印6オ7行)では「四句物」にしてよいことになつてゐる。「水無瀬」15「鳥」は「湯山」の9にも、また「水無瀬」39の「都」は「湯山」の36にも。「水無瀬」20「荻」は「湯山」には存せず、また「水無瀬」43の「岸」も「湯山」には見られず。「水無瀬」68「うす花すゝき」の「薄」は、「湯山」では2「岩もとすゝき」73「むらすゝき」の形で現はれる。「水無瀬」に54「木の下もみち」の「もみち」があり、また65「かすむ月」は「春月」(式目「影印6オ5行)と同趣の語の例である。さらに66「藤」があり、「水無瀬」81の「灯」は「湯山」には見られない。82「月のさむけさ」は「冬月」(式目「影印6オ5行)に該当する。これら「水無瀬」の中の54 65 66 82の諸例は「湯山」には見られない。「式目」にある「文」「瀧」「車」「狩」等は両百韻に見えず。

(四)一座四句物 雪 有明 関水……。「水無瀬」の発句の「雪」は62にもあり、「湯山」も発句の「薄雪」に「の雪」の他、11 62 81とある。「水無瀬」15「鳥」は「湯山」には9にあり。「水無瀬」の16 24 61 90に「空」、この中の24には「夕字」も。「湯山」も7 25 66に「空」、また15「夕煙」31「夕まくれ」も、「水無瀬」と同様「夕字」に当る。ただし44「夕ゆふべ」は「式目」(影印5オ1行)にあるごとく「二句物」であり、既述の通りである。「水無瀬」49「鐘」は、「湯山」には33 83の二回使用。61「朝なき」の「朝」は、「湯山」に39「朝露」の形で現はれる(式目「影印7ウ3行「朝」の字)。「水無瀬」63「木の葉」87「松

の葉「の葉」は、「湯山」は発句の「木葉」一例である。ただし「水無瀬」の76「草葉」は、「式目」(影印7ウ6行)に拠れば「五句物」となる。「水無瀬」87「湯山」10の「朝夕」は別で「二句物」にて既述のごとし。「湯山」の93「勿来関」の「関」は「水無瀬」には例存せず。「式目」に存する「有明」「氷」「宮」「火」等は「水無瀬」には現はれぬが、「湯山」には「氷」が80「こほる」と動詞形で、「火」は43「いさり火」と言ふ形で見受けられる。

(五)一座五句物 世梅橋 の三語。「水無瀬」の2「梅」は、「湯山」には無し。「水無瀬」7495の「世」および33「この世」86「うき世」の「世」、7495に「世」がある。「湯山」にも1240「世」、59「世間に」の「世」の各例がある。「橋」は両百韻に存しない。

(六)可嫌打越物 これは「打越うちこし」(二句おいて同類のものが来ること、即ち前句のさらに前句)を嫌ふのである。(「式目」影印8オウ12ウ参照)。例へば「人倫与人倫」(影印9オ4行)の場合を見ると、「水無瀬」113140468599の「身」、21「故郷人」、24「友」、273671788592100の「人」、31404685の「身」、37「君」、41「たらちね」52「舟人」59「世捨人」65「誰」75「山かつ」、72「誰」82「誰か手枕」の「誰」等が見られるが、何れも「可嫌打越物」とはなつてをらず、問題は無い。また「湯山」には104151の「身」、14203546527491「人」、19「誰た」27「我心」97「世捨人」等があり、「式目」に反するものはない。

(七)可隔三句物 「式目」(影印12ウ5行)に拠れば、光物ひかりもの(月日星)・降物ふりもの(雪露・霰)・笠物さぶきもの(霜霧雪煙)等は同類同士は三句隔てて用ゐねばならぬのである。また植物ものの中で特に「木」と「草」と、また動物ものの中で特に「虫」と「鳥」とも同断である。先づ「水無瀬」に於いて、降物の6「霜」と発句「雪」とは三句隔つべきものであるが、四句隔たつてゐる例となる。17には降物の「しくれ」あり。光物の18「月」は前の14「日」と三句隔ててゐる。また「湯山」には、降物の5「露」が発句の「雪」とやはり三句隔たつて「式目」に合致してゐる。51「和歌の浦」は水辺すいへんの名所、93の「勿来関」も名所の例である。

(八)可隔五句物 「式目」(影印13オ1行以下)に拠ると、同字と同字、「日」と「日」、「風」と「風」……等が五句隔てねばならぬものである。「水無瀬」に於いて、先づ水辺に属する2「水」や3「河風」の「風」、8「路」、33100「道」(「式目」は

影印13才4行「道与道」、1731の「袖」等は問題がない。ただ25「嶺こえて」のみ、これは結局「旅」の句となるので28「かりねの露の秋の明ほの」(旅の句)と「式目」(旅与旅)に抵触して違反した例となる。他に29「野」がある。39「ふるき都」は「昔」と同想にて述懐くわいとなる。これは前の33「この世の道につきはて」といふやはり述懐の句とは五句隔たつてゐるので規定に合つてゐる。65「暁おき」とは早朝の勤行を意味する釈教の句、これは前の59「世捨人」より五句隔たつてゐる。56「道」、60「浪」、64「松風」の「風」。66「旅」も前の60「舟いつる」より五句隔たる。74「わすられかたき世」の「世」を「遁世」の「世」と把ると、述懐の句となり、70「舵ひつゝそすむ」とは三句しか隔たらぬ例となり、これは「式目」に違反してゐる。ただしこの「世」を、「恋の世」として恋の句とすれば問題はなくなる。76「しげき柴の戸」を居所とすれば、その前に70「野となる里」があつて五句隔たつてゐる。他に79「野」、8798「煙」、89「秋風」の「風」が存する。一方「湯山」の場合は、先づ463「袖」、6「野へ」の「野」、8「雲」、12「道」がある。そして20「舵人そうき」は述懐の句にて前の14「人もたつぬな」(述懐)と五句隔たつてゐる。23に「風」。26の「もの思ふ」は恋の句であるが、これは前の19「あたたのみ」(恋)と六句も隔たつてをり、「式目」に違反する。33「月まつ」は夜分やぶに属するもの(「式目」13才6行「暮与暮」)にて、前の27「枕さへしるとは……」の恋の句とちやうど五句隔たつてゐる。34「心をみたさん」(恋)もやはり前の28「なくさめにせん」(恋)と五句隔てて「式目」に合ふ。36「道」は前の31「あとなる嶺」(これは30「秋の山てら」)に続けて、山寺よりの帰路の意となるのでと五句隔たつた例と認められる。また38「山風」の「風」が前の32「野分」とやはり五句隔てて規定に合ふ。他に3949の「野」、44「波」があるが特に問題はない。

(九)可隔七句物 「式目」(影印13ウ5行以下)に拠れば、同季、「月」と「月」、「松」と「松」……等々。先づ「水無瀬」の

460に「舟」がある。60の八句前の52「遠つ舟人」と七句隔ててゐる。42に「夢」。また64「松風」の「松」や87「松の葉」の「松」がある。87の「松」は、前の79「宿りせん野を鶯や」を「この野に宿りしようと待つのに」と懸詞として扱へば、これも七句隔てることとなる。さらに77「あら田」の「田」や82「夢」があるが、この82「夢」は93「夢うつゝ」の「夢」と十句も隔たつてゐる。「湯山」に23「松の風」の「松」、50の「松」、28「涙」がある。41「身のうき月」の「月」

の季は「秋」にて、前の33「月」より七句隔たつてゐる。「月」は73にも。また43「沖つ舟」の「舟」、72「夢」がある。

(四)可分別物 花の波 花の瀧 花の雲：等々（影印14才4行以下20才6行まで。底本14ウ5行に「一水邊躰用事」と項目を特立するが、通行本のごとくこの見出しは立てるべきではない。「式目」の大原則に拠つては必ずしも処理し得ない事例を具体的に示したものの。例へば「花の雪」は植物としては嫌ふべきなのであるが、降物としては嫌はぬと言つた具合のものである。その理由は多く譬喩的に使用される「花の雪」は似物にせにて、降物には属すべきでないからだと言ふ。また「水無瀬」の75「湯山」の14の「山かつ」は「新式」（影印19ウ6行）を見ると「山かつ非山類山字ニ」とあり、人倫とすべきことが判明する。さらに「水無瀬」には存せぬ「湯山」の66「藤」なども「新式」（影印18ウ5行）に「草也」と注記する。これは歌語辞書「綺語抄」以来の分類を踏襲したものと目される。

(五)句数かず 「式目」（影印20才7行く20ウ2行）にあるごとく何句以上続けてはならぬと言ふ規則にて、「春」「秋」「恋」は五句以内、「夏」「冬」「旅」「神祇」「神教」「述懐」「懷旧」「無常」を含む。「山類」「水邊」「居所」は三句以内とされるが、これは上限を示したもので、必ずしも限度一杯にせよとの指示でないことは、他の「式目」と同断である。しかしまた逆に「春」「秋」は三句以上、「恋」は二句以上続けねばならぬと言ふ細則も存するのである。例へば「水無瀬」の名残の懐紙表を眺めると、79「春季」（鶯）80「春季」（桜）81「春季」（花）、82「雑」（恋）83「雑」（恋）となつてゐるがごときものである。

(六)躰用たいゆう事 「山類」「水邊」「居所」の三項には、躰用たいゆうの別（影印20ウ3行以下）があると言ふ。例へば水邊の場合「海」「浦」「江」「湊」：「泉」「洲」（影印20ウ6行く7行）等が「躰」にて、「浪」「水」「氷」「氷室」（影印20ウ8行）が「用」であるとされる。さうしてこれらが三句続く際には「躰躰用」、「躰用用」、「用躰躰」のいづれかの型に当て嵌めるべきで、決して「躰用躰」「用躰用」としてはならぬとされるのである。茲で「水無瀬」の冒頭（初折の表）を眺めてみる。即ち脇句に「行く水」（用）、3「河風」（躰）、4「舟さす」（舟）は「新式」にて「用」とあるから「用躰用」となつてしまひ大原則を破ることとなる。しかし「新式」の「可分別物」（影印14ウ5行以下）の「水邊躰用事」の条を見ると、「声 水鳥

船橋などハすへし」として「舟」を「舳」に準ずべきものとして許容されてゐる。さすれば「水無瀬」234は「用舳舳」として認むべきものとなる。「新式今案」は「舟」等の詞を「以上舳用之外也 新式之詞有相違 仍用捨之」として「用」とはしないことを追加規定してゐるのである。

【附記】なほ国語学史の立場から一言するならば、本書に打消の「ぬ」を「不のぬ」と呼称（影印10オ2行「ぬとぬと」）するが、これが後のテニヲハ研究書「一步」（延宝四年一六七六）になると、「不のぬ（打消）」と「をはんぬ（完了）」とを対照させてその弁別に用例を添へて説いてゐる。本書の「式目」中のこの記事は「一步」の先駆をなすものとして注目すべきである。

本書が公刊されるに際して笠間書院の池田つや子社長に格別の御高配を賜はった。池田社長の学術研究に対する御理解がなかったら本書は陽の目を見るに至らなかつたであらう。また編輯担当の大久保康雄氏はこの書の面倒な作業に耐へて尽瘁して下さった。また橋本孝氏にも側面から御配慮頂いた。共に深謝して厚くお礼申しあげる。